

SHOW HEY シネマルーム

Data

監督：高橋伴明

出演：秋原聖人 / 新井浩文 / 葉月里
緒奈 / 村野武範 / 保阪尚希
/ 石橋凌 / ダンカン / 須賀
貴匡 / 中村優子 / 雛形あき
こ / 大杉漣 / 國村隼 / 志村
東吾 / 吉村実子 / 岸部一徳
/ 塩見三省

BOX 袴田事件 命とは

2010年・日本映画
配給 / スローラーナー
117分

2010 (平成 22) 年 5 月 24 日鑑賞

GAGA 試写室

👁️👁️ みどころ

裁判員法の施行から約1年。その被告人数530人。まだ死刑判決はないが、近い将来には……。そんな中、高橋伴明監督が死刑判決を書いた裁判官の目を通して、約40年前の袴田事件を検証！その現代的意義は？人が人を裁くとは？誤った死刑判決を書いた裁判官の苦悩とは？

そんな重いテーマをじっくりと考えたい。しかして、あなたがそれを学ぶ視点とは？

最良のタイミングで、最良の本と最良の映画が！

2009年5月21日裁判員法が施行され、8月3日第1号事件の審理が始まった。それから約1年。2010年5月20日までに裁判員裁判で合計530人の被告人について審理がなされ、最高刑は無期懲役。死刑判決がまだない一方、無罪判決もまだない。新聞紙上では施行1年を契機としてさまざまな特集が組まれ議論がなされているが、私の目にはまだまだ裁判員裁判が本来の役割を果たしているとは思えない。

そんな中去年3月30日、私の『名作映画から学ぶ裁判員制度』（2010年・河出書房新社）が発売されたが、これは最良のタイミングで出版された最良の本？それと同じく(?)高橋伴明監督が裁判員法施行1年に合わせて、冤罪の可能性が極めて高い袴田事件を真正面から取り上げた本作は最良のタイミングでの最良の映画。袴田事件は現在静岡地裁で第二次再審請求の審理がなされており、「～の再審を求めよう会」「～を救う会」「～を救援する会」などが活動を続けている。また、2010年4月20日には衆参両院議員による「袴田巖死刑囚救護議員連盟」の設立総会が開催されるなど、新たな動きもある。

もちろん、真実はひとつだが、人間の力では、また残念ながら刑事裁判の手続ではそれを完全に明らかにすることは難しい。しかし、袴田事件の一審判決の主任裁判官だった熊本典道（萩原聖人）の発言は重い。私も本作によってこんな裁判官がいたことをはじめて知ったが、「明日はあなたも裁判員」となる今の時代、しっかり私の最良の本とこんな最良の映画から学ばなければ。

2人の接点は？司法修習とは？法曹一元とは？

映画冒頭、高橋伴明監督は1936年生まれ、袴田巖（新井浩文）と1938年生まれの熊本典道が戦争一色の軍国時代と、1945年8月15日を境として急転換した平和ニッポンの時代に過ごした少年時代を素描していく。青年に達した2人が共に上京する列車の中で、たまたま隣同士に座るシーンが登場する。2人にそんな接点があったというのはきっと映画ならではのつくりモノだろうが、映画的にはその後2人の運命を暗示するかのようで面白い。

私は司法修習26期だが、熊本は15期。この「期」とは、戦後新憲法とともに1947年から開始された「新司法修習制度」の採用時期を表すものだ。「法曹三者」といえば裁判官・検察官・弁護士だが、戦前は裁判官と検察官は高級官僚として「高等文官試験」という試験に合格したエリートで、弁護士よりずっと格上だった。しかし、それでは国民の人権保障は不可能。そこで、新制度の下では、司法試験に合格した者は全員司法修習を受けることとし、その「同じ釜の飯を食った」中から裁判官・検察官・弁護士の進路を選ぶ「法曹一元」が実現することになった。これに対して、現在日弁連などが主張している「法曹一元」は、人権擁護という弁護士の役割が裁判官に理解されていないという問題意識の下、「弁護士から裁判官を採用するようにしろ」というもので、当時とはちょっと意味が違っているから、ご注意を。

熊本はなぜ裁判官に？

それはともかく、私も1972年の4月から4カ月間東京に集められた前期修習では裁判官志望の気持ちも少しあったが、実務修習の中で「オレには裁判官の生活はとてもムリ」と判断し弁護士志望に切り換えた。しかし本作を観る限り、熊本は司法試験合格の時から裁判官志望だったようだ。

袴田事件の審理に立ち向かう熊本の姿、3人の合議の中でみせる熊本の姿、そして退官後も悩み続け「俺を死刑にしてくれ！」と叫ぶ熊本の姿をみていると、彼が裁判官を志望した理由がよくわかる。彼のように常に真正面から事件に立ち向かい、常に裁判官として何をすべきかを考える姿勢こそ、裁判官に最も必要な資質なのだ。他方、裁判官だって人の子。そしてまた、司法組織の中の一員だから、慣例尊重や周囲との人間関係は大切。袴田事件の審理のために合議体を組んだ裁判長の石井判事（村野武範）、右陪席の高見判事（保

阪尚希)の姿勢がおざなりだったとは言わないが、「これが普通のやり方」というものに合わせることも、その世界で生きていくためには必要なのだ。熊本が裁判官を辞めたのは、そんな中では裁判官としての職責を果たすことができないと自己判断したため。

そこで考えたい原点は、熊本はなぜ裁判官に?という視点。法曹界を知らない人にはわかりにくいかもしれないが、本作の鑑賞を契機として、少しでもそういう視点で裁判官だって人間だということを考えてもらいたい。

合議とは?多数決の是非は?

裁判員裁判における裁判官と裁判員の「評議」はもちろん非公開だし、その内容を口外することも禁止されている。これは当然だが、他方で司法を国民のものとし、開かれた裁判とし、司法の民主化を進めるためには、国民の司法参加を語り合う場も不可欠だから、そのバランスが難しい。

他方、裁判員裁判が始まるまでの合議体の場合に行われていた3人の裁判官の「合議」(ちなみに、最高裁判所の小法廷は5人、大法廷は15人の合議)ももちろん非公開で、その内容が外に漏れることはありえない話。その合議の内容が少しでも外に漏れるのは裁判官が退官した後の話だが、それだって当然限界がある。したがって、本作にみる熊本、石井、高見3人の裁判官の「合議」は、高橋監督のつくりモノとは言いながらめったに見れないものだから大きな価値がある。そこで誰もが疑問に思うのは、有罪無罪の判定や量刑で3人の意見が一致しなかった場合はどうするの?ということ。裁判員裁判の場合は多数決もありだが、3人の裁判官が多数決で決めるというのは、いかななもの?

本作の製作については熊本元裁判官の意見をしっかり聴いたはずだから、合議の様子は概ね真実と合致しているのだろう。しかし、本作の「合議」の様子をみて、右陪席の高見判事や石井裁判長を非難してはダメ。つまり、(あれでも)それぞれ精一杯の合議をしたと評価しなければならないわけだ。

熊本の退官後の行動は?

本作が描く袴田事件の審理については、野村芳太郎監督の『事件』(78年)『疑惑』(82年)また、周防正行監督の『それでもボクはやってない』(07年)の法廷シーンで観たような検察側VS弁護側の丁々発止のやりとりがあるわけではない。しかしそれでも、被告人の供述調書44通の提出をめぐるやりとりや、起訴後1年経った後のシャツなどの物証の提出とそれに伴う冒頭陳述のやり直しをめぐる論争など、難しい法的論点は多いから、興味ある人は少しでも勉強してもらいたい。もっとも、それらは袴田事件の審理そのものについての興味であり、映画としてのポイントは主任裁判官としての責任上、自己の良心に反して(?)死刑判決を書かざるをえなかった罪悪感に耐えられず裁判官を退官した後の熊本の生き方にある。

しかし法曹界の常識からすれば、本作にみる退官後の熊本の証拠の確認・調査作業は異例。彼は現在再審請求支援を表明しているらしいが、裁判官退官後の弁護士登録は一般的だとしても、退官後一方の当事者の立場に立って活動するのは極めて異例。裁判官は法廷にあらわれた証拠のみで被告人の有罪無罪を判定すべきだから、退官後自らの手でその証拠を再調査するのは本来無意味なはず。もっとも、それが再審請求などの新たな活動の一環としてなら重要な意味があるから、まず熊本は退官後の自分のスタンスを明確にしたうえで、袴田事件に対して自分がどう向かい合い行動するのかを決めなければならないはずだ。その点、本作にみる退官後の熊本の行動は、いい意味でも悪い意味でも少し無防備であり、あまりにも強く自己の人間味が出すぎているのでは？

「取調べの可視化」の必要性を痛感したが・・・

山本薩夫監督の『戦争と人間』3部作（70、71、73年）や、今井正監督の『小林多喜二』（74年）などをみれば、戦前の治安維持法と特高警察（特別高等警察）による思想犯の検挙、取調べの過酷さは、とても「法治国家」とは言いえないものだったことがわかる。その反省のうえに戦後の新憲法が制定され、アメリカ流の「当事者主義」を原則とする刑事訴訟法が導入されたが、さて逮捕から起訴に至るまでの警察や検察での取調べの実態は？

本作が描く立松警部（石橋凌）や松本刑事（ダンカン）の取調べ（＝執拗な自白強要）の状況を観れば、現在議論され法案化が進められている「取調べの可視化」が不可欠だということがよくわかる。警察や検察は本作を好意的にみることはできないかもしれないが、つい最近足利事件の菅家利和氏が冤罪だったことが明らかになったのだから、袴田事件だって警察や検察のメンツを捨てて再検討してみる必要があるのでは？もっとも、私は弁護士として取調べの可視化の必要性は認めるものの、その運用には莫大な費用とエネルギーがかかることを覚悟すべきことを訴えたい。

裁判員裁判についても、今聞こえてくる問題点は検察官の対応に比べて弁護人の対応が弱いということ。それは、組織を挙げて取り組むことができる検察に対して、弁護士は個人商店が多いという構造的な問題のため。そんな現状のまま取調べの可視化が実現されれば、そのVTRを全部チェックしなければならない弁護士の負担はもっと大変なことになる。理想論としては、また理想的には裁判員裁判はあるべきものだが、その定着のためには裁判員の民主主義意識の向上が不可欠だし、弁護士の全体的な力量アップが不可欠だ。それと同じように、取調べの可視化についても理想論や理念論だけで実現させてしまえば、それがちゃんと運用できなくなった場合一体どうするの？

この苦悩をどこまで共有？

仕事をどこまで家庭に持ち込むか？それはどの家庭でも共通する問題だが、裁判官の生

活は世間と遮断されたものであるうえ、「宅調日」つまり家で判決を書く日があるから、仕事を家庭に持ち込む比率は高いはず。もっとも、それは1人で書斎にこもっての仕事だから、家族とも断絶したものにならざるをえない。私が36年前にイメージした裁判官生活はそんなものだったから私は裁判官志望をやめたが、熊本は裁判官としてそんな生活をきっちり守り、裁判官としての仕事をしっかり果たしていたはずだ。そんな生活が退官したとたんに変化したのは当然だが、彼は大学で刑事訴訟法を講義する一方、袴田事件についてどんな調査活動を？

退官後そんな活動をするについてはまず自分のスタンスを固めるべきことは前述のとおりだが、根が真面目なだけに独自の再調査の結果さまざまな新事実が解明されてくると、熊本の苦悩がますます深まったのは当然。その結果それまで良きパパであった熊本が、子供たちから怖がられるパパになったうえ、最終的には「俺を死刑にしてくれ」と絶叫したり、自殺しようと思いつめて岸壁の上に立ったり……。本作で高橋監督が描こうとしたのは、まさにこの点。つまり、人が人を裁くことの重さ、ましてや死刑判決を下す裁判官や裁判員の責任の重大さはここまでであるのだということを強くアピールしたかったわけだ。

たしかに本作にみる熊本の苦悩は、誤った死刑判決を書いたという自責の念から当然生まれてくるものだが、はっきり言ってそれを解決する方策はない。一生悩み続けるしかないわけだ。したがって、「明日はあなたも裁判員」という時代に生きるあなたが裁判員となって死刑判決を下さなければならない場合、こんな苦悩をどこまで共有できる？そんな当事者の立場に立って、是非本作を鑑賞してもらいたいものだ。

2010(平成22)年5月26日記

新藤監督、ご苦労さま！

第23回東京国際映画祭の授賞式が10月31日に行われ、98歳の新藤兼人監督の『一枚のハガキ』が審査員特別賞を受賞した。ハリウッドでは80歳のクリント・イーストウッド監督がまだまだ現役だし、ポーランドの77歳のロマン・ポランスキー監督もなお現役。また今年10月に101歳になったポルトガルのマノエル・デ・オリヴェイラ監督は09年に『ブロード少女は過激に美しく』を監督したが、『コロンブス 永遠の海』(07年)は98歳の時の作品だ。

そう考えると、まだまだ新藤監督だって……。そう期待していたが、さすがにそろそろ限界と悟ったのか、受賞スピーチでこれが最後の作品になると宣言した。そのしゃべり方はしっかりしていたから、鳩山由紀夫前総理が議員の引退を宣言しながらそれを撤回したように、ホントは引退宣言を撤回してもらいたいが、やはりそれはムリ？それにしても、98歳で現役の監督業はすごい。新藤監督、本当にご苦労さまでした。

2010(平成22)年11月1日記